

「加賀市統合新病院建設事業」  
設計施工一括発注・公募型プロポーザル  
募集要項

平成24年10月

加 賀 市

〈目次〉

<b>1 趣旨</b> . . . . .	1
<b>2 事業の概要等</b> . . . . .	1
(1) 事業名	
(2) 事業費	
(3) 履行期間	
(4) 最低制限価格	
(5) 地理的条件	
(6) 計画地の現況	
<b>3 応募に関する条件等</b> . . . . .	3
(1) 参加資格等	
(2) 要求水準	
<b>4 スケジュール等</b> . . . . .	8
(1) 日程等について	
<b>5 手続き等</b> . . . . .	8
(1) 担当部署	
(2) 資料交付	
(3) 失格（無効）条件	
<b>6 審査及び結果通知</b> . . . . .	10
(1) 審査	
(2) 登録審査及び審査結果通知	
(3) 一次審査及び選考結果通知	
(4) 二次審査及び選考結果通知	
(5) 三次審査及び選考結果通知	
<b>7 経費の負担</b> . . . . .	12
<b>8 契約に関する事項</b> . . . . .	12
(1) 契約の手続き	
(2) 契約の保証	
(3) 支払条件	
(4) 違約金	
<b>9 その他</b> . . . . .	13
(1) その他の事項	

## 1 趣旨

本事業は、加賀市の医療提供体制を構築するため統合新病院を建設するものであるが、建設に際しては「加賀市統合新病院建設基本計画」を参考に、患者・医療従事者の医療環境の向上はもとより、より良い医療を継続して提供できるよう、幅広く技術提案を求めるため、「設計施工一括発注・公募型プロポーザル」により事業者を選定するものである。

## 2 事業の概要等

(1) 事業名 加賀市統合新病院建設事業

(2) 事業費 67億5千万円以内（税込み）

※事業費については下記の財源にて実施可能な提案とすること。

①地域医療再生基金②再編債③合併特例債④病院事業債

調査：環境調査費、その他必要な調査

設計：基本設計、実施設計、工事監理

造成：造成工事等

建物工事：建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事等（付属建築物を含む）

外構工事：植栽、舗装、駐車場設備等

その他：調査等により必要となった対策費

医療機器に関するリスト作成、選定・配置計画の作成

医療情報システムに関する運営フロー策定・仕様書作成

各種什器・備品に関するリスト作成、選定・配置計画の作成

患者・機器等の運搬計画作成及び運搬業務（移設物品リスト作成、移設計画・患者輸送計画の作成及び移設運搬）

負担金・加入金、各種申請手数料：加賀市負担

(3) 履行期間 契約日～平成28年3月31日（開院予定 平成28年4月1日）

但し、平成25年度中に造成工事に着手するものとする。

(4) 最低制限価格 最低制限価格は、設定しない。

(5) 地理的条件

大日山に源を發する大聖寺川と動橋川の流域に開けた一体的な圏域の中で歴史や文化を共有し、深いつながりをもち続けてきた旧加賀市と旧山中町が、平成17年10月に合併し、現在の加賀市が誕生した。

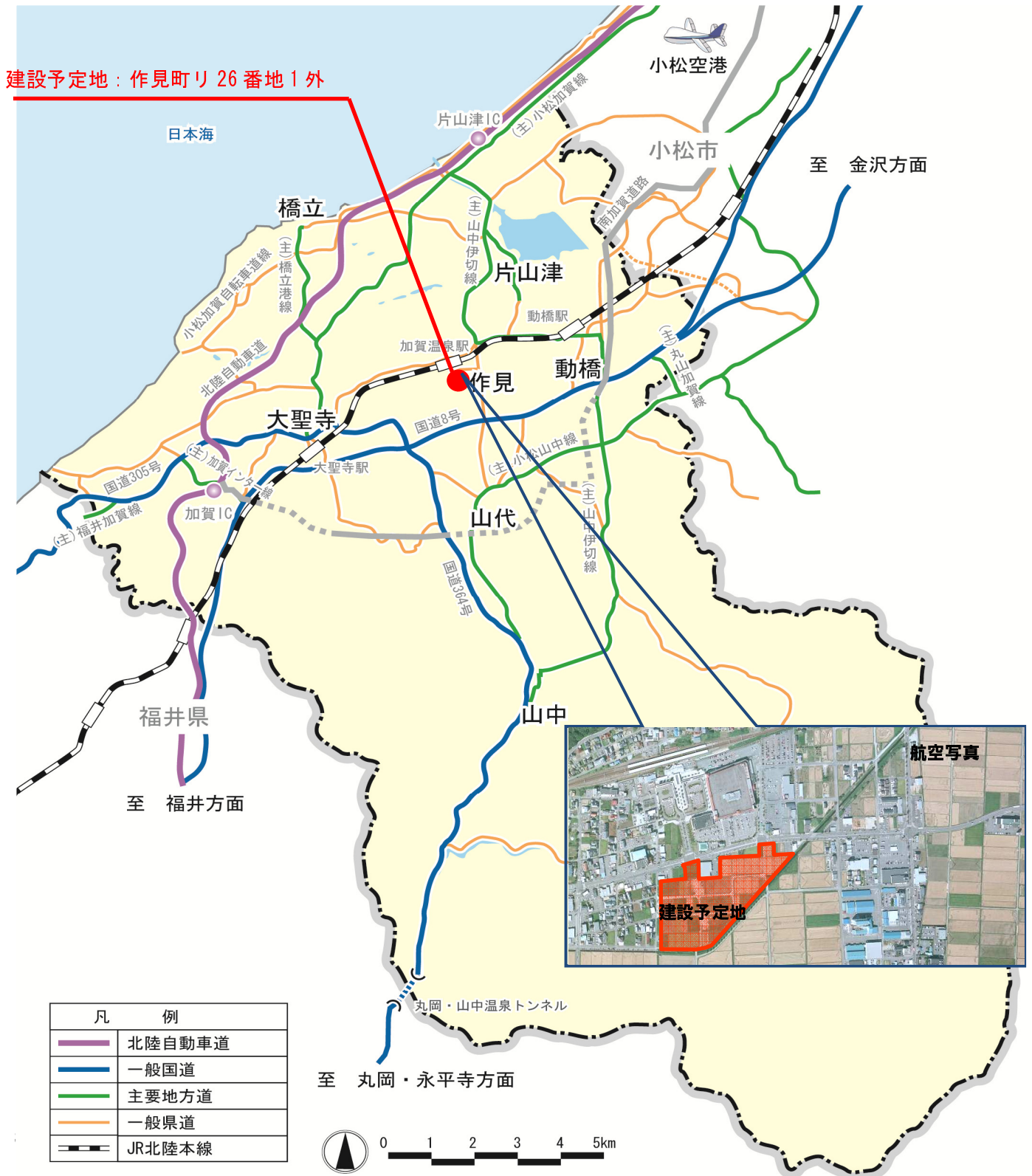
地理的には県都金沢市より約50km離れた県の南西端に位置し、東部には小松市、南・西部には福井県の2市が隣接している。

面積は306km<sup>2</sup>、人口は71,952人（平成24年4月現在）であり、石川県下で面積は6番目、人口で金沢、白山、小松に次いで4番目の市となっている。医療圏としては、石川県の2次医療圏の一つである南加賀圏域を小松市、能美市、川北町と共に形成している。

(6) 計画地の現況

現況は田であるが、一部は埋め立てにより資材置き場として利用されている。

地理的には加賀市の中心部に位置し、北は加賀温泉駅や大型小売店などの商業施設、東は農地を隔てて住宅や店舗が建ち並び、西は住宅地が形成され、そして、南には大規模な農地が広がっている。近接する加賀温泉駅は、特急列車も停車し、バス路線の発着地でもある。今後は、北陸新幹線開業に伴い市の玄関口としてさらに発展が見込まれる場所である。



### ① 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ア 応募者は、本事業を実施することを予定する、複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループとする。
- イ 応募者は、設計業務に当たる者と建設業務に当たる者がそれぞれ1者以上で構成するものとする。また、建設業務に当たる者のうち主たる者、若しくは建設業務に当たる者が単独の場合はその者が代表企業（市の契約の相手先となる企業）となること。
- ウ 参加手続きは、代表企業が行うこと。

### ② 構成企業全者に共通する参加資格要件

応募者の構成企業になる者は、募集要項の公告日（以下「基準日」という。）において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、市と契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- イ 公告の対象事業契約日までの間に、加賀市の指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく手続開始の申立中又は手続中でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続開始の申立中又は手続中でないこと。
- オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく手続開始の申立中又は手続中でないこと。
- カ 加賀市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- キ 次の（ア）～（ケ）までに掲げる者に該当しないこと
  - （ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう）である者
  - （イ） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - （ウ） 自己又は自社の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - （エ） 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （オ） 自己又は自社の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - （カ） 加賀市統合新病院建設事業者選考委員会の委員
  - （キ） （カ）に掲げる者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人、その他の組織及び当該組織に所属する者
  - （ク） （カ）に掲げる者の研究室に所属する者
  - （ケ） 加賀市統合新病院建設基本計画の策定業務の受託者又は関連がある者

### ③ 業務別の参加資格要件

応募者の構成企業のうち、設計業務及び建設業務に当たる者は、基準日において、それぞれ以

下の資格要件を満たす者とする。また、応募者の企業体は、本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者とする。

ア 設計業務に当たる者の参加資格要件

設計業務に当たる者が複数の場合は、少なくとも一者は、(ア)～(エ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、単独の場合は、(ア)～(エ)の要件を満たすこと。なお、業務実績について官民は問わない。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 平成23・24年度加賀市競争入札参加資格(登録業種:建築コンサルタント)を有していること。ただし、当該資格を有していない者は、参加表明書提出までに当該資格を得ること。
- (ウ) 平成14年度以後、日本国内において、元請けとして、一般病床300床以上の病院の新築又は増改築工事の実設計業務を完了した実績を有すること。なお、増改築の場合は増改築部分のみを対象とする。(増改築については、以下同様とする)
- (エ) 平成14年度以後、日本国内において、元請けとして、免震構造建築物の実設計業務を完了した実績を有すること。

イ 設計業務に当たる者は以下に示す要件を満たす技術者を配置すること。なお、業務実績について官民は問わない。

- (ア) 管理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a 一級建築士の資格を有すること。
  - b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 平成14年度以後、日本国内において、管理技術者として、一般病床300床以上の病院の新築又は増改築工事の実設計業務を完了した実績を有すること。
- (イ) 意匠担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a 一級建築士の資格を有すること。
  - b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 平成14年度以後、病院の新築又は増改築工事の実設計業務を完了した実績があること。
  - d 本業務に専任で配置できること。(基本設計に着手し、実施設計及び関連する諸手続が終了するまでの期間に限る)
- (ウ) 構造担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a 一級建築士又は構造設計一級建築士いずれかの資格を有すること。
  - b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 平成14年度以後、病院の新築又は増改築工事の実設計業務を完了した実績があること。
  - d 平成14年度以後、免震構造建築物に係る実施設計業務を完了した実績を有すること。
- (エ) 電気設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士いずれかの資格を有すること。
  - b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 平成14年度以後、病院の新築又は増改築工事の実設計業務を完了した実績があること。
- (オ) 機械設備担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
  - a 一級建築士、建築設備士又は設備設計一級建築士いずれかの資格を有すること。

- b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 平成14年度以後、病院の新築又は増改築工事の実施設計業務を完了した実績があること。
- (カ) 工事監理担当主任技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。
- a 一級建築士の資格を有すること。
  - b 常勤の自社社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
  - c 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る)
  - d 平成14年度以後、日本国内において、一般病床300床以上の病院の新築又は増改築工事の実施設計業務を完了した実績を有すること。
- (キ) その他
- a 管理技術者及び各担当主任技術者は、兼任しないこと。  
(ただし、意匠と工事監理担当主任技術者は除く)
  - b 管理技術者とは、本事業に係る業務全般の管理及び統括を行う者とする。
  - c 各担当主任技術者とは、管理技術者の下で、各分担業務分野を総括する役割を担う者とする。
  - d 設計業務を行う者が2者以上の場合、管理技術者及び意匠、構造、電気設備、機械設備、工事監理担当主任技術者の所属は、構成企業のいずれかを問わない。
- (ク) 分担業務分野の分類及び業務内容は以下のとおりとする。

建築	平成21年国土交通省告示第15号告示における、別添一、1、一、ロ、(1) 戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書の表の設計の種類欄の(1) 総合に係るもの
構造	同上 (2) 構造に係るもの
電気設備	同上 (3) 設備の (i) 電気設備に係るもの
機械設備	同上 (3) 設備の (ii) 給排水衛生設備、(iii) 空調換気設備、(iv) 昇降機等に係るもの
開発(造成)	開発行為許可申請に係るもの

ウ 建設業務に当たる者の参加資格要件

建設業務に当たる者が複数の場合、少なくとも一者は、(ア)～(オ)の要件を満たし、その他の者は、(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、単独の場合は、(ア)～(オ)の要件を全て満たすこと。なお、業務実績について官民は問わない。

- (ア) 平成23・24年度加賀市競争入札参加資格(登録業種:建築)を有していること。(その他の者は、担当する業種のみで可。)ただし、当該資格を有していない者は、参加表明書提出までに当該資格を得ること。
- (イ) 特定建設業の許可(建築一式)を有すること。ただし、その他の者は、担当する業種のみで可とする。
- (ウ) 平成14年度以後、日本国内において、建築一式工事で一般病床300床以上の病院の新築又は増改築工事の元請施工完了実績(共同企業体の場合は、代表構成員で出資比率の持ち分が30%以上とする)を有すること。
- (エ) 平成14年度以後、日本国内において、建築一式工事で免震構造建築物の新築又は増改築工事の元請施工完了実績(共同企業体の場合は、代表構成員で出資比率の持ち分が30%以上

とする)を有すること。

(オ) 最新の経営事項審査の結果において建築一式工事の総合評価点1,600点以上であること。

エ 建設業務に当たる者は以下に示す要件を満たす技術者を配置すること。なお、業務実績について官民は問わない。

(ア) 監理技術者として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

- a 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。
- b 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- c 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る)
- d 平成14年度以後、日本国内において、一般病床300床以上の病院の新築又は増改築工事において、監理技術者の立場で1年以上従事した実績を有すること。

(イ) 現場代理人として、以下に示す要件を全て満たす者を配置すること。

- a 一級建築施工管理技士又は一級建築士いずれかの資格を有していること。
- b 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- c 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る)
- d 平成14年度以後、日本国内において、病院の新築又は増改築工事において、現場代理人の立場で1年以上従事した実績を有すること。

(ウ) 電気設備工事担当者として、以下に示す要件を全て満たすものを配置すること。

- a 設備設計一級建築士又は一級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有していること。
- b 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- c 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る)
- d 平成14年度以後、日本国内において、病院の新築又は増改築工事において、電気設備担当者の立場で従事した実績を有すること。

(エ) 機械設備工事担当者として、以下に示す要件を全て満たすものを配置すること。

- a 設備設計一級建築士又は一級管工事施工管理技士いずれかの資格を有していること。
- b 常勤の自社員で引き続き3ヶ月以上の雇用関係があること。
- c 本業務に専任で配置できること。(工事期間中に限る)
- d 平成14年度以後、日本国内において、病院の新築又は増改築工事において、機械設備担当者の立場で従事した実績を有すること。

(オ) その他

- a 監理技術者と現場代理人の兼任は可とする。
- b 建設業務を行う者が2者以上の場合、監理技術者及び現場代理人、電気設備、機械設備の工事担当者の所属は、構成企業のいずれかを問わない。

#### ④ 応募者の構成についての遵守事項

応募者は、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 構成企業は、原則として、参加表明書提出から事業が終了するまでの間に変更を認めない。

ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。

イ 構成企業のいずれかが、他の応募者の構成企業となることは認めない。

ウ 構成企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵



省令59号) 第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社(以下、これらを総称して「関連会社」という)に該当する各法人は、それぞれ他の応募者の構成企業になることはできない。

- エ 参加表明書に記載した設計業務及び建設業務における配置予定の技術者は、原則として、参加表明書提出から事業が終了するまでの間に変更を認めない。ただし、配置予定技術者が、病気入院及び死亡等のやむを得ない理由により、業務遂行が困難になった場合は、市が同等以上の能力を有すると認める者に限り変更を認める。

## (2) 要求水準

- ① 市が応募者に要求する水準等は、要求水準書に定める。
- ② 要求水準書の位置付け
  - ア 要求水準書は、応募者が本事業を提案するにあたり、遵守すべき事項である。
  - イ 応募者は、要求水準書を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができるが、その他募集要項等に示される諸条件を遵守し提案しなければならない。
- ③ 遵守すべき法令等  
応募者は、本事業を実施するにあたり、関係法令・条例等を遵守しなければならない。  
なお、関係法令・条例等に基づく許認可等が必要な場合は、応募者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

## 4 スケジュール等

### (1) 日程について

日程	項目
平成24年10月 1日 (月)	・ 募集要項等の公告 ・ 参加表明書及び技術提案書に関する質問書受付開始
平成24年10月 9日 (火)	・ 参加表明に関する質問書提出期限
平成24年10月15日 (月)	・ 参加表明に関する質問書の回答
平成24年10月22日 (月)	・ 参加表明書提出期限
平成24年10月26日 (金)	・ 登録審査
平成24年10月29日 (月)	・ 登録審査結果通知
平成24年10月31日 (水)	・ 現場見学会
平成24年11月 5日 (月)	・ 技術提案に関する質問書提出期限 (一次・二次審査)
平成24年11月16日 (金)	・ 技術提案に関する質問書の回答 (一次・二次審査)
平成24年12月 5日 (水)	・ 一次審査に関する技術提案書提出期限
平成24年12月13日 (木)	・ 一次審査
平成24年12月14日 (金)	・ 一次審査 結果通知
平成24年12月17日 (月)	・ 二次審査 資料提出期限
平成24年12月22日 (土)	・ 二次審査
平成24年12月25日 (火)	・ 二次審査 結果通知
平成25年 1月18日 (金)	・ 技術提案に関する質問書提出期限 (三次審査)
平成25年 2月 1日 (金)	・ 技術提案に関する質問書の回答 (三次審査)
平成25年 2月 8日 (金)	・ 三次審査に関する技術提案提出期限
平成25年 2月16日 (土)	・ 三次審査
平成25年 2月18日 (月)	・ 三次審査結果通知
平成25年 2月末	・ 基本協定締結
平成25年 3月末	・ 本契約締結

## 5 手続き等

### (1) 担当部署

事業の事務を担当する部局 (以下「事務局」という) は以下のとおりである。

加賀市 医療提供体制推進室

〒922-8622 石川県加賀市大聖寺南町ニ41番地

TEL : 0761-72-7823 FAX : 0761-72-7807

E-mail : iryoukensetsu@city.kaga.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.kaga.ishikawa.jp/index.php>

## (2) 資料交付

### ① 交付する資料

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 技術提案書作成要領
- エ 参加表明書及び技術提案書に関する様式集
- オ 審査基準

#### <参考資料>

- カ 加賀市統合新病院建設についての提言（景観審議会提言書）
  - キ 建設予定地現況写真
  - ク 地質調査資料
  - ケ 測量成果資料
- ② 交付期間          平成24年10月1日（月）～平成25年2月12日（火）
- ③ 交付方法          ホームページからダウンロード

## (3) 失格（無効）条件

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 加賀市統合新病院建設業者選考委員会委員に、直接又は間接を問わず接触を求めた場合
- ② 基準日から契約の締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合
- ③ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合
- ④ 応募資格がない者による場合
- ⑤ 参加表明書の全部または一部に虚偽の記載をした場合
- ⑥ 提案書類の記載事項が全部又は一部記載されて無い場合、記載すべき以外の内容が記載されている場合、条件に適合していない場合
- ⑦ 書類が不足している場合
- ⑧ 応募者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ⑨ 応募者が他の応募者の代理をした場合
- ⑩ その他応募に関する条件に違反した場合
- ⑪ ヒアリング時間に遅れたもの又は出席しなかった場合
- ⑫ 事業費を超えた提案価格書を提出した場合
- ⑬ 地元貢献度について、地元企業への工事発注予定金額が提案価格の10%未満の場合

## 6 審査及び結果通知

### (1) 審査

技術提案に係る審査は、次に掲げる委員により構成された、加賀市統合新病院建設事業者選考委員会が行う。

稲坂 暢	加賀市医師会 顧問
川 渕 孝 一	東京医科歯科大学大学院 教授
北 村 聖	東京大学医学教育国際協力研究センター 教授
小 橋 一 功	加賀市民病院 副院長
谷 明 彦	金沢工業大学建築都市デザイン学科 教授
◎ 徳 田 弘	加賀市 副市長
長 澤 泰	工学院大学 副学長
毛 呂 正 俊	MORO設計監理室 代表
吉 田 政 之	山中温泉医療センター 副センター長

(敬称略、50音順、◎は委員長)

### (2) 登録審査及び審査結果通知

#### ① 日程等

実施日 平成24年10月26日 (金)

実施場所 加賀市役所

#### ② 審査方法 書類審査 (非公開)

#### ③ 登録者数

参加資格要件を満たす全ての者

#### ④ 結果通知

平成24年10月29日に対象の代表企業に文書を発送する。

### (3) 一次審査及び選考結果通知

#### ① 日程等

実施日 平成24年12月13日 (木)

実施場所 加賀市役所

#### ② 審査方法 書類審査 (公開)

#### ③ 選定される提案者数

5者を上限に選定する。なお、5者目が複数ある場合はこの限りでない。

#### ④ 結果通知

平成24年12月14日に対象の代表企業に文書を発送する。

### (4) 二次審査及び選考結果通知

#### ① 日程等

開催日 平成24年12月22日 (土)

開催場所 加賀市市民会館3階大ホール (公開)

当日のスケジュールについては、一次審査通過者に発送する。

## ② 審査方法

一次審査と同じ内容の技術提案書に基づきプレゼンテーションを行い、選考委員からのヒアリングを行う。総合的に評価し、2者を特定する。

## ③ ヒアリングの方法等

- (ア) ヒアリングは1者につき50分（説明20分 質疑30分）とし、ヒアリングの出席者は、8名を上限とする。ただし、設計業務の管理技術者と建設業務の現場代理人は必ず含むものとする。発表者は、「3応募に関する条件等（1）参加資格要件 イ（ア）～（オ）」に規定するいずれかの者が行うこと。
- (イ) ヒアリングで求める内容は、技術提案書類の説明、内容・表現を補足するための追加説明及び委員からの質疑に対する回答とする。また、ヒアリングで応答した内容は、技術提案に含む。
- (ウ) 説明用資料は、USBメモリでのPower Pointファイル持ち込みとするか、パソコンを持ち込みとする。プロジェクター、スクリーン、パソコンのいずれも事務局で用意する。なお、この他の説明資料（模型等含む）を追加提出することはできない。また、説明用資料は、提出された技術提案と同内容のものとし、加筆及び修正をしてはならない。

## ④ 結果

平成24年12月25日に対象の代表企業に文書を発送する。

## (5) 三次審査及び選考結果通知

### ① 日程等

開催日 平成25年2月16日（土）

開催場所 加賀市市民会館3階大ホール（公開）

### ② 審査方法

三次審査に係る技術提案に基づいたプレゼンテーションを行う。その提案内容に対して選考委員からの質疑応答を行う。最も優れた提案を行った者（「最優秀者」という）、次点者をそれぞれ特定する。

### ③ ヒアリングの方法等

- (ア) ヒアリングは1者につき90分（説明30分 質疑60分）とし、ヒアリングの出席者は、10名を上限とする。ただし、設計業務の管理技術者と建設業務の現場代理人は必ず含むものとする。発表者は、「3応募に関する条件等（1）参加資格要件 イ（ア）～（オ）」に規定するいずれかの者が行うこと。
- (イ) ヒアリングで求める内容は、技術提案書類の説明、内容・表現を補足するための追加説明及び委員からの質疑に対する回答とする。また、ヒアリングで応答した内容は、技術提案に含む。
- (ウ) 説明用資料は、USBメモリでのPower Pointファイル持ち込みとするか、パソコンを持ち込みとする。プロジェクター、スクリーン、パソコンのいずれも事務局で用意する。なお、この他の説明資料（模型等含む）を追加提出することはできない。また、説明用資料は、提出された技術提案と同内容のものとし、加筆及び修正をしてはならない。

### ④ 結果通知

平成25年2月18日に対象の代表企業に文書を発送する。

## (6) 公表

三次審査の講評及び最優秀者の技術提案書について、ホームページに掲載する。

## 7 経費の負担

技術提案書及び当該選考委員会の参加に関し要する経費は、全て応募者の負担とする。ただし、交通費相当として、二次審査参加者に金10万円、三次審査参加者に金20万円を当該選考委員会後に支給する。

## 8 契約に関する事項

### (1) 契約の手続き

- ① 市の契約の相手先となる企業は、代表企業とする。
- ② 最優秀者決定後、市と最優秀者は、速やかに事業契約の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結し、当該協定に基づき事業契約を締結する。
- ③ 本事業に係る事業契約を締結した者（以下「事業者」という）は、市との契約締結後、遅滞なく事業内訳の精査を行い、事業費明細書を提出すること。なお、事業の進捗に合わせ、当該事業費明細書を参考に、事業費の増減について協議を行う。
- ④ 契約手続きは、加賀市財務規則（平成17年10月1日規則第35号）の定めるところによる。
- ④ 市は、最優秀者が事業契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において最優秀者との事業契約が締結出来ない場合は、次点者と契約交渉を行う。そのため、最優秀者は、事業契約が締結出来ないことが明らかになった時点で、市に対し速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出ること。
- ⑤ グループ構成する企業間の契約書及び業務責任分担が明確な文書又は同等の書類（様式任意）を提出すること。

### (2) 契約の保証

最優秀者は、契約の締結時まで、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限り）を付すものとする。

### (3) 支払条件

支払条件は、加賀市財務規則（平成17年10月1日 規則第35号）及び加賀市公共工事の前金払取扱要綱（平成23年9月8日告示第213号）の定めるところによる。

平成25年度 前金払、中間前金払又は部分払及び年度末の部分払

平成26年度 前金払、中間前金払又は部分払及び年度末の部分払

平成27年度 前金払、中間前金払又は部分払及び完成払

### (4) 違約金

契約後、地元企業への下請け工事発注金額実績が事業者選定時の提案価格を下回った場合において、事業者の責による提案の不履行が認められる場合は、下記に掲げる計算式で算出された金額を違約金として徴収するものとし、合わせてその旨を公表する。

$$(\text{違約金}) = \{1 - (120 + \beta) / (120 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（消費税含む）

120：一次審査評価点

$\alpha$ ：当初の技術提案書による加算点

$\beta$ ：施工後の実施値における加算点

※違約金は千円未満切り捨てとする。

※技術提案により受けた提案以上の施工を行ったと認められる場合であっても、履行できなかった提案事項との相殺は認めない。

## 9 その他

### (1) その他の事項

- ① 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- ② 提出された参加表明書及び技術提案書の取扱い
  - ア 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
  - イ 提出された書類の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む）は、事業者の選定にかかわる公表以外に応募者に無断で使用しない。ただし、応募者の提案書類については、本事業内容の公表時や市が必要と認めるときには、市は、その全部又は一部を使用できるものとする。
  - ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として応募者が負う。
  - エ 提出された技術提案書は、最優秀者の技術提案に限り公表する。ただし、提出された書類については、行政情報の公開対象となるため、個人情報等の非公開を希望する部分については、あらかじめ提出時に申し出ること。
- ③ 記載内容の変更  
参加表明書及び技術提案書の提出後、原則として、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ④ 技術提案書の作成のために市から受領した資料は、市の了解なく公表及び使用してはならない。